

第2章 計画について

1. 計画の法的根拠と位置づけ

(1) 計画の法令の根拠

「第2期竜王町障がい者計画」は、「障害者基本法」第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」として、本町における障害者施策全般に係る理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。

「第7期竜王町障がい福祉計画」は「障害者総合支援法」第88条の規定による「市町村障害福祉計画」として、「第3期竜王町障がい児福祉計画」は「児童福祉法」第33条の20の規定による「市町村障害児福祉計画」として、本町における障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や、各年度における障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めた計画です。

障害者基本法(昭和45年法律第84号) 第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

■児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第33条の20第1項

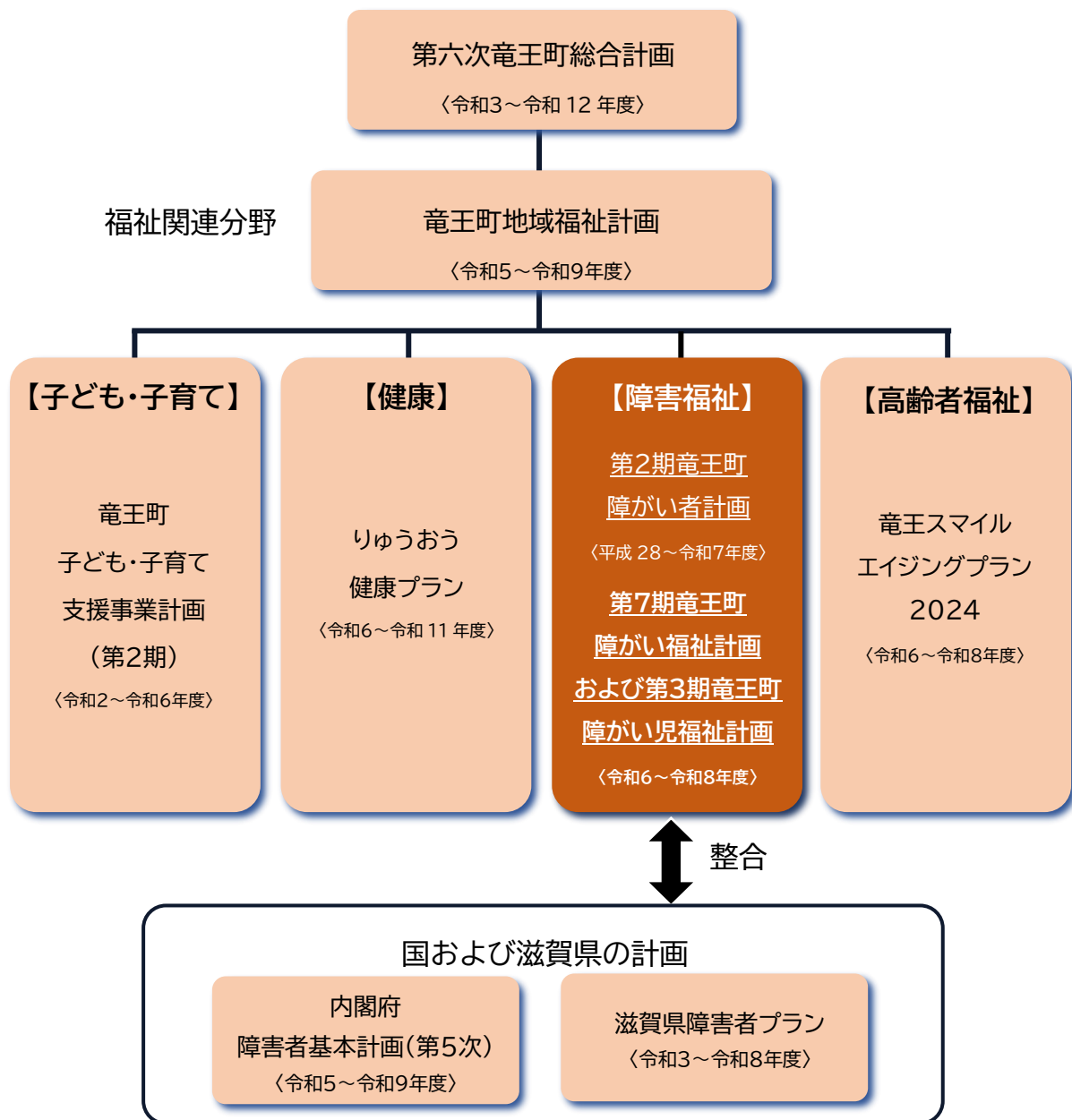
市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 関連する計画との関係

本計画は、国の「障害者基本計画（第5次）」、滋賀県の「滋賀県障害者プラン」との整合性を踏まえ、策定しています。

本計画は、「第六次竜王町総合計画」を上位計画とし、「竜王町地域福祉計画」「竜王スマイルエイジングプラン 2024」「竜王町子ども・子育て支援事業計画」「りゅうおう健康プラン」の関連計画における障がい者等の福祉に関する事項と調和が保たれたものとなります。

■他計画との関係図



2. 策定体制と計画期間等

(1) 計画の策定体制

本計画は、以下の過程を経て策定しました。

①アンケート調査の実施

アンケート調査は以下の2種類の調査を実施しました。

	①当事者対象調査	②事業者対象調査
調査対象	○町内在住の障害者手帳所持者 ○町内在住の障がい児通所支援受給者証所持者	○竜王町民の利用実績のある障がい福祉等サービス提供事業者
抽出方法	無作為抽出	令和5年9月時点の事業者でメール送信等が可能な事業者
調査方法	郵送による配布・回収	メールによる配布・回収
回収状況	316/700件 (45.1%)	18/34件 (52.9%)

②策定委員会の実施

本計画の策定にあたっては、学識経験者、関係機関・団体代表者、住民代表者等から成る「竜王町障害福祉計画策定委員会」を開催し、計画について審議しています。

③パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたっては、ホームページ等において計画案を公表し、住民の考えや意見を聞くパブリックコメントを実施しました。

意見募集期間	令和6年2月5日(月)～令和6年2月14日(水)
意見提出数	0件(意見はありませんでした)

(2) 計画の対象

本計画で対象とする「障がいのある人」とは、「障害者基本法」第2条に定められた身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受けている状態にあるものです（高次脳機能障害や難病患者を含む。）。

(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

	R 6年度 (2024年度)	R 7年度 (2025年度)	R 8年度 (2026年度)	R 9年度 (2027年度)	R 10年度 (2028年度)	R 11年度 (2029年度)
障がい 福祉計画	第7期 (本計画)			第8期		
障がい児 福祉計画	第3期 (本計画)			第4期		

(4) 計画推進にあたり踏まえるべき事項

◆ノーマライゼーションとソーシャル・インクルージョン◆

すべての人が障がいの有無にかかわらず、自分らしい生活を送ることができ（ノーマライゼーション）、かつすべての人が排除されることなく包摂される社会（ソーシャル・インクルージョン）の実現を基本的な視点として定め、障害者施策を推進していくことが求められています。

◆地域共生社会の実現◆

国は、平成 28 年に『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を設置し、その中で制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」等という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体等が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野等を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指すことを示しました。

「地域共生社会」とは、高齢者や障がいのある人、子ども等のすべての人々が地域、暮らし、生きがいをもつにつくり、高め合うことを目指すものです。「地域共生社会」の実現に向け、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割をもち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉等の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みづくりが求められています。

◆「持続可能な開発目標(SDGs)」の実現◆

「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals, SDGs) とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された、平成 28 年から令和 12 年の 15 年間で達成するために掲げた国際目標です。「誰一人として取り残さない」ことを基本理念として掲げており、障害福祉に関する目標としては「不平等」(差別解消) や「教育」(インクルーシブ教育)、「経済成長と雇用」(障害者の雇用) 等が挙げられています。

本町においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、すべての人の平等かつ公平な社会参画を目指し、取り組む必要があります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

